

医政発第0331001号
平成21年3月31日

各都道府県知事
各地方厚生局長

殿

厚生労働省医政局長



医療法人の附帯業務の拡大について

医療法人の附帯業務については、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、同条第7号の規定に基づき、

「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業」（平成10年厚生省告示第15号）が定められているところである。また、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月31日付け医政発第0330053号。以下「通知」という。）の別表に取りまとめているところである。

今般、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により第二種社会福祉事業に新たな事業が位置付けられたこと等を踏まえ、「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第62号）が平成21年3月13日に告示され、同年4月1日から適用されることとされたこと、構造改革特区第13次提案において医療法人による日中一時支援事業の実施を可能とするよう要望があったこと等を踏まえ、通知の別表の一部を改正し、平成21年4月1日から適用することとした。

貴職におかれては、下記の改正の内容及び留意事項について、御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方を願います。

記

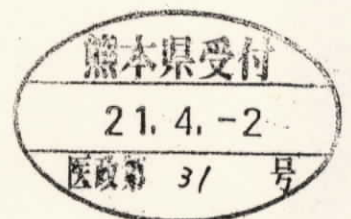
第1 改正の内容

通知の別表の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

第2 留意事項

新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあっては、定款等の変更が必要であるが、定款等の変更の申請の際には、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項に規定する書類を申請書に添付すること。

なお、各個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。



(下線の部分は改正部分)

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号)の別表

改正後		改正前
第6号	保健衛生に関する業務 ・保健衛生上の観点から行政が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑥ (略) ⑦ 病児・病後児保育事業(地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。) ⑧～⑮ (略) ⑯ 障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業(地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。)	保健衛生に関する業務 ・保健衛生上の観点から行政が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑥ (略) ⑦ 乳幼児健康支援一時預かり事業(地方公共団体の委託を受けて実施するもの。) ⑧～⑮ (略)

改正後

改正前

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明…「基本」とは基本事業、「保険」とは保険事業に属する事業、「空欄」は保険事業に属する事業、「空欄」は保険事業に属する事業を示す。

※「区分」欄の説明…「基本」とは基本事業、「保険」とは保険事業に属する事業、「空欄」は保険事業に属する事業を示す。

社会福祉法	介護保険法	事業名、施設名等	区分	種別	号
	訪問介護	訪問介護	保険		
	訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)				
	訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)		基本		
	訪問リハビリテーション				
	居宅介護支援(訪問看護ステーションに限る。)		保険		
	居宅介護支援(訪問看護ステーションを除く。)				
	通所リハビリテーション		基本		
	短期入所療養介護				
	特定施設入居者生活介護(注)		保険		(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
	福祉用具貸与		保険		
	特定介護支援事業		保険		
	居宅介護支援事業		保険		
	介護予防訪問介護		保険		
	介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)		保険		
	介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)		基本		
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防居宅介護支援(訪問看護ステーションに限る。)		保険		
	介護予防居宅介護支援(訪問看護ステーションを除く。)		基本		
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所療養介護		保険		
	介護予防特定施設入居者生活介護(注)		保険		(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
	介護予防福祉用具貸与		保険		
	特定介護支援事業		保険		

(略)

社会福祉法	介護保険法	事業名、施設名等	区分	種別	号
	訪問介護	訪問介護	保険		
	訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)				
	訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)		基本		
	訪問リハビリテーション				
	居宅介護支援(訪問看護ステーションに限る。)		保険		
	居宅介護支援(訪問看護ステーションを除く。)				
	通所リハビリテーション		基本		
	短期入所療養介護				
	特定施設入居者生活介護(注)		保険		(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
	福祉用具貸与		保険		
	特定介護支援事業		保険		
	居宅介護支援事業		保険		
	介護予防訪問介護		保険		
	介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)		保険		
	介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)		基本		
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防居宅介護支援(訪問看護ステーションに限る。)		基本		
	介護予防居宅介護支援(訪問看護ステーションを除く。)				
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所療養介護		保険		
	介護予防特定施設入居者生活介護(注)		保険		(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
	介護予防福祉用具貸与		保険		
	特定介護支援事業		保険		

(略)

(参考)

【改正後全文】

医政発第0330053号

平成19年3月30日

最終改正 医政発第0331001号

平成21年3月31日

各都道府県知事
各地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日から施行されることとなった。

これに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件(平成19年厚生労働省告示第93号)が本年3月30日に告示され、同年4月1日から適用することとされたところである。

本改正により、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の医療法人が行うことができる附帯業務のうち、社会福祉事業の実施(第7号)及び有料老人ホームの設置(第8号)については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

また、医療法人が行うことができる附帯業務を別表のとおり取りまとめたので、附帯業務の実施に関し関係主管部局及び各市町村等との連携を図り、適正な運用に努められたい。

なお、医療法人の附帯業務に係る既往通知(別記)については、本通知で包括したため廃止する。

記

第1 改正の趣旨

医療サービスと福祉・住居サービスの融合により、地域における医療の重要な担い手である医療法人が必要なケアを切れ目なく提供できるよう、法第42条第7号に基

(ア) 第1号

- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

(イ) 第2号（児童福祉法関係）

- ・児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業
- ・子育て短期支援事業
- ・助産施設又は児童厚生施設を経営する事業
- ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(ウ) 第3号（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）関係）

- ・母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設を経営する事業

(エ) 第4号（老人福祉法関係）

- ・老人福祉センターを経営する事業

(オ) 第5号（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）関係）

- ・身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業
- ・身体障害者の更生相談に応ずる事業

(カ) 第6号（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）関係）

- ・知的障害者の更生相談に応ずる事業

(キ) 第8号

- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

(ク) 第11号

- ・隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

(ケ) 第12号

- ・福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第11号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

(別 表)

医療法人の附帯業務について

医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。(医療法第42条各号)

なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。

医療法第42条

第1号 医療関係者の養成又は再教育

- ・ 看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師その他医療関係者の養成所の経営。
- ・ 後継者等に学費を援助し大学(医学部)等で学ばせることは医療関係者の養成とはならないこと。
- ・ 医師、看護師等の再研修を行うこと。

第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置

- ・ 研究所の設置の目的が定款等に規定する医療法人の目的の範囲を逸脱するものではないこと。

第3号 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

- ・ 巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所(例えば、へき地診療所)等を経営すること。

第4号 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。)を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防運動施設)

- ・ 附置される診療所については、
 - ① 診療所について、医療法第12条の規定による管理免除又は2か所管理の許可は原則として与えないこと。
 - ② 診療所と疾病予防運動施設の名称は、紛らわしくないよう、別のもを用いること。
 - ③ 既設の病院又は診療所と同一の敷地内又は隣接した敷地に疾病予防運動施設を設ける場合にあつては、当該病院又は診療所が疾病予防運動施設の利用者に対する適切な医学的管理を行うことにより、新たに診療所を設けなくともよいこと。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等

※ 介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性が求められ、保険給付の対象とはならず実費徴収の対象となる業務であること。例えば、「乗降介助」の際の移送事業部分の実費徴収、通所サービス等における遠隔地からの送迎費の実費徴収などについて、道路運送法の規定により許可を得て行う業務であること。

※ 道路運送法の許可を得ずに介護保険サービス又は障害福祉サービスの対象となる移送事業を行うことはできないこと。

※ いわゆる「介護タクシー」のように旅行や買い物といった介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性を有しない業務は当該有償移送行為に該当せず、医療法人の附帯業務ではないこと。

⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。

⑩ 助産所（改正法第2条に規定するもの。）

⑪ 歯科技工所（歯科技工士法に規定するもの。）

⑫ 福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令に規定するもの。）

⑬ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置

⑭ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅の設置。ただし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限る。

(1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス

(2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス

(3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス

⑮ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であって、労働者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年

- 第7号については、社会医療法人のみに認められるものであること。
3. 定款等の変更認可申請とは別に、個別法で定められた所定の手続（許認可、届出等）を要する場合があること。この場合、個別法の手続の前に定款等の変更認可申請をする必要があるが、手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることは、やむを得ないこと。

第二種社会福祉事業	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に俟い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
			地域密着型サービス事業	夜間対応型訪問介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護			
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	
			地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護			
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護			
		老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	○	告示	
		小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護			
		認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護	○	告示	
	障害者自立支援法	老人デイサービスセンター			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照 ※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		老人短期入所施設			○	告示	
		老人福祉センター			○	告示	
		老人介護支援センター			○	告示	
		障害福祉サービス事業			○	告示	
		相談支援事業			○	告示	
		移動支援事業			○	告示	
		地域活動支援センター			○	告示	
		福祉ホーム			○	告示	
		身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業		○	告示	
			手話通訳事業		○	告示	
			介助犬訓練事業		○	告示	
			聴導犬訓練事業		○	告示	
			身体障害者福祉センター		○	告示	
			補装具製作施設		○	告示	
			盲導犬訓練施設		○	告示	
			視聴覚障害者情報提供施設		○	告示	
			身体障害者の更生相談事業		○	告示	
		知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業		○	告示	
		障害者自立支援法附則	附則により、従前の例により運営できるとされた精神障害者社会復帰施設		○	告示	精神障害者生活訓練施設、精神障害者居宅施設、精神障害者福祉ホーム（10型）、精神障害者福祉工場で、平成23年度末までの報告で定める日時まで存続可能
			生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付		○	告示	
			生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示	
			生計困難者のための無料・低額診療		○	本来	
			生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設		○	本来	
			隣保事業		○	告示	
			福祉サービス利用援助事業		○	告示	
			前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示	